

第26回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2023年1月11日（水）

全体会・部会①・部会② 10:00～12:00(予定)

場所：ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール 5A

次 第

【全体会】

- (1) 開会
- (2) 第24回委員会（12/7）全体会の議事録確認 【資料1】
- (3) 調査の方針の改定について 【資料2】
- (4) その他
- (5) 閉会

※ なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

第24回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

資料 1

開催記録

1 開催概要

- 日時：令和4年12月7日（水）10：00～12：00
- 場所：JR東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・文化庁文化財第二課 埋蔵文化財部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

全体会

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 23 回委員会議事録案
- ・ 資料 2：「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議 運営要領
- ・ 資料 2-2：運営要領別紙
- ・ 参考資料：高輪築堤等に関する有識者検討会議について案
- ・ 資料 3：資料等の公開区分について

2 議事要旨

2.1 全体会

(1) 開会

- 第 24 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(事務局)

(2) 第 23 回委員会 (11/9) の議事録確認

- 今後議事録については、委員会の全体を通した一つの記録ファイルに関係者全員に確認いただいたのち、全体会、部会①、部会②のそれぞれのファイルに分割して整理する。会の最後の文化財行政のコメントは、全体会のファイルに記載する。(事務局)

(3) 有識者検討会議について

- ホームページでの資料・議事録の公開について、第 23 回委員会からは、全体会を JR・京急双方のホームページ、部会①を JR のホームページ、部会②を京急のホームページにそれぞれ掲載し、JR と京急の当該ホームページは双方リンクで連携できる形とする。
(委員長)

← 異議なし。(委員一同)

- 全体会を終了し、部会①に進める。(委員長)

<全体会・部会①・部会②終了後>

- 文化財行政から総括の意見をもらう。(委員長)

← 部会①の報告で発見された護岸の土留めは近世から近代に代わる貴重な遺構と考える。併せて複線化時の築堤の裾が検出されたことも非常に重要である。部会②の報告で明治 20 年の地図が正しいということがわかった。慎重に調査、検討をお願いしたい。
(文化庁)

← しばらく現地視察が行えていないが、機会があればそのような場を設定して現場で委員からの指導を頂きたい。(東京都)

← 引き続きご意見を頂きながら調査を進めていきたい。(港区)

(4) 閉会

- 本日はこれで閉会とする。(事務局)

3 議事録

3.1 全体会

(1) 開会

- (事務局) 第24回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ オンライン・サテライトの説明
 - ・ 配布資料の確認
 - ・ 進行の確認
- (事務局) 進行を委員長にお願いします。

(2) 第23回委員会(11/9)の議事録確認について

- (事務局) 今後議事録については、委員会の全体を通した一つの記録ファイルに関係者全員に確認いただいたのち、全体会、部会①、部会②のそれぞれのファイルに分割して整理する。今回の資料は、ご確認いただいた議事録を、全体会、部会①、部会②に切り分けてご提示させていただいた。会の最後に頂いている行政のコメントについては全体会の方に記載している。
- (委員長) 議事録について修正等の指摘はあるか。
- (委員長) 何か修正があれば本委員会が終了するまでに指摘してもらいたい。なければこれで議事録を確定する。

(3) 有識者検討会議について

- (委員長) まずは資料を説明してもらおう。
- (事務局) 資料2、運営要領を資料としている。簡潔に説明する。
- (委員長) この運営要領は前回の調査保存等検討委員会の後に開催された「有識者検討会議」に関するものである。内容は本委員会で承認するというものではない。何か意見があれば受けるという形である。各委員会に関して、役割、連携の内容を明確にして運営していただきたい。
- (委員長) 他に意見がなければ、次に進める。

(4) その他

- (委員長) その他ということで資料3を説明してもらおう。
- (事務局) 資料3について説明する。
- (京急) 京急はホームページ上で2月頃に公開できる予定である。
- (委員長) 第23回から全体会は両方、部会①についてJR、部会②について京急

にそれぞれ掲載する形となる。リンクにて双方に飛べるような形になるので問題ないとする。加えて、23 回以降このような形式で公開するというのでよいか。

(事務局)

問題ない。

(委員長)

他に何か意見があるか。

<全体会・部会①・部会②終了後>

(委員長)

文化財行政から意見をもらう。

(文化庁)

部会①は護岸の土留めが見つかったということで、近世から近代に代わる貴重な遺構と考える。また、複線化時の築堤の裾も検出されたということも非常に重要である。部会②について明治 20 年の地図が正しいということがわかった、これについても慎重に調査、検討をお願いしたい。

(東京都)

しばらく現地視察が行えていないが、機会があればまたそのような場を設けていただき、現場で指導を頂きたい。

(港区)

引き続きご意見をいただきながら、調査を進めていきたい。

(委員長)

全体会を終了する。

(5) 閉会

(事務局)

本日はお忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とする。

以上

【資料 2】

2021. 1. 25

2021. 7. 16 改訂第 1 回

2021. 11. 10 改訂第 2 回

2023. 1. 11 改訂第 3 回

高輪築堤調査・保存等検討委員会

東京都教育委員会

港区教育委員会

高輪築堤跡の調査の方針について

高輪築堤調査・保存等検討委員会、東京都教育委員会及び港区教育委員会は、高輪築堤跡を対象とする埋蔵文化財の記録保存調査の方針について、次のように提案する。

1. 高輪築堤跡の文化財的価値

- ・高輪築堤跡は国史跡「旧新橋停車場」と一連のものであり、近代化土木遺産を代表する極めて重要な遺跡である。
- ・高輪築堤跡は、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めており、東京や高輪地区の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ・今回確認された高輪築堤跡は、遺構の連続性をとらえることが可能であり、遺存度も極めて良好である。また、明治 5 年（1872）の鉄道創業時から、複線化、3 線化、そして現代に至るまでの日本の鉄道の歴史的変遷をたどることができる遺跡である。
- ・第 7 橋梁橋台部は、遺存度も極めて良好であり、今後同種のもので発見される可能性は低く、希少性の高いものである。
- ・高輪築堤跡は、機械化施工が未発達な時期に築かれた盛土構造物であり、かつ設計図や文献等が乏しい当時の設計の考え方（下部構造を含む）や施工方法等が確認できる重要な鉄道構造物である。
- ・第 7 橋梁橋台部は、我が国における土木構造物の設計方針が変化する過程を示す構造物である。列車荷重等を支える基礎構造や内部構造は、近代土木技術の発達を知るうえで重要度の高いものである。
- ・横仕切堤*は、鉄道開業時から高輪築堤と一体のものとして構築された施設であり、その文化財的価値は高輪築堤と同等であり、地域史上も極めて重要な遺構である。
*横仕切堤は、高輪海岸と高輪築堤を結ぶ通路であるとともに、高輪海岸から第 7・8 橋梁を通して東京湾に船が出入りする水面を区画するものであり、のちの埋め立て工事による鉄道用地・民有地の拡大などの開発の指標となった。
- ・高輪築堤の南端に設置された旧品川停車場は、新橋・横浜間の鉄道において重要な位置を占めている。

2. 調査対象

調査の対象は、JR 高輪ゲートウェイ駅の西方で確認された、長さ 1.3km ほどの築堤本体、海手側及び山手側石垣と群杭、埋め立て遺構等を含むものである。また、それ以南の隣接地区で確認された築堤本体、石垣と群杭、埋め立て遺構等及び旧品川停車場跡の遺構が調査対象である〔高輪築堤跡（港区 No. 208）〕。

3. 調査の基本方針

- ・上記 1 のような高輪築堤跡の文化財的価値を踏まえて、調査は、高輪築堤調査・保存等検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び埋蔵文化財行政における東京都教育委員会（以下「都教委」

という)・港区教育委員会(以下「区教委」という)が作成する調査方針及び調査指導の下で、考古学とともに近代史、鉄道史、土木史、土木工学、地質学、植物学、環境史などの諸分野の知見と方法に基づき、詳細かつ慎重に調査を実施する。

- ・高輪築堤は本来、新橋～横浜間の鉄道構造物総体の一部をなすものである。旧新橋駅は国指定史跡「旧新橋停車場」として保存・活用されている。この点を踏まえ、高輪築堤跡もこれに関連する遺構として史跡に相当する重要性をもつことを認識の上、調査を実施する。
- ・遺構の現地保存や移築保存が想定される場合には、それを前提にした調査を実施する。

4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会

- ・検討委員会は、文化財及び鉄道構造物の観点から高輪築堤跡の「調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行う」とされる(設置要綱第2条)。
- ・これを踏まえて、検討委員会では、埋蔵文化財行政における都教委・区教委の指導の下に、調査方針を定め、具体的な調査方法について決定する。

5. 調査の進捗確認

- ・調査の進捗と課題については、定期的に区教委から検討委員会に報告する。
- ・上記の実施にあたり、複数の発掘調査会社が従事することから、調査の目的や各種データ、調査成果等について、定期的に情報共有を図る。

6. 調査の課題

- ・以下のような調査の課題を解明するとともに、それらを総合して高輪築堤跡の全体像を明らかにする。
 - ①高輪築堤跡の地理学的環境(海浜部の自然環境との関わり)
 - ②高輪築堤跡を構築した土木技術
 - 群杭、土丹層、砂利層、盛土、石積み・石垣など
 - ③高輪築堤構築の工区割り及び施工過程
 - ④鉄道関連の施設
 - 電柱・枕木・バラストなど
 - ⑤高輪築堤に使用した資材の分析
 - 石材、砂利、土、木材等の量、由来、搬入経路等
 - ⑥高輪築堤跡の修理箇所と工法
 - ⑦鉄道創業時から複線化、3線化、築堤の終焉に至る高輪築堤の鉄道の歴史の変遷
 - ⑧高輪築堤に関する文献資料、絵画資料、写真資料の収集と分析
 - ⑨近代史、鉄道史、土木史からみた高輪築堤
 - ⑩東京・高輪の地域史における高輪築堤

7. 調査の流れ

- ・調査手順は、基本的に構築の新しい時期から古いものへと段階的に進める。
- ・調査工程については、資料①の築堤断面構造想定図をもとに、資料②～④の調査工程図と資料⑤の調査工程表を基に進める。
- ・構築順の記録写真は合成で調査範囲全体をつなぐ。
- ・調査範囲が長大なことから、適切な調査範囲の規模を検討する。

8. 遺構別の調査方針

石垣について

- ・これまでの調査によって、海手側石垣は上部が取り除かれているものの、下半部はほぼ残存しており、良好な遺存状態と評価できる。また、山手側石垣についても2段階の石垣が確認されており、

拡張の変遷が分かっている。

- ・ 検出されている石垣の平面及び側面の写真から、石積みの変化点の有無、規模の相違個所の観察、修築跡、石材種の使い方の特徴等、事前に状況確認を行い、調査範囲及び工程を作成する。
- ・ 石垣石は個体 No. をつけて取り上げ、規模、重量、石質、加工、目地の在り方等観察事項を検討し記録化する。
- ・ 裏込め石については、石材の種類、規模、積み方等を観察し、記録化する。
- ・ 胴木及び杭等については、規模、加工の在り方、刻印の有無、樹種等の観察を行い記録化する。また、杭に関しては、打ち込み深度と土層との関係等も記録化する。
- ・ 石材はじめ木材等資料については、専門家の指導の下、必要に応じてサンプリング、分析を行う。

堤について

- ・ これまでの調査で最上部には創業時のバラストが確認されている。バラスト面に伴う枕木痕や電信柱痕等、堤上に残る鉄道関連遺構を慎重に確認し記録化する。
- ・ 堤内部の構造については、段階的な構築順に留意し記録化を図る。
- ・ これまでの築堤内部の盛土の状況から、築堤の土層（ローム、粘土、シルト等）は場所により多種の盛土が使われていることが分かっている。盛土の観察及び記録化、分析を慎重に行う。
- ・ 堤の盛土内に含まれる遺物は、創業時の年代を決めるうえで重要なものである。段階的な構築に包含される遺物を適切に取り上げる。
- ・ 築堤盛土と基盤層（自然堆積層）との関係を把握する。
- ・ 基盤層（自然堆積層）に構築された遺構を確認し記録化する。
- ・ 専門家の指導の下、必要に応じて盛土・自然堆積層のサンプリング、分析及び試験を行う。
- ・ 土層断面の剥ぎ取り、遺構の一部切り取り等は必要に応じて実施する。

盛土中の遺構について

- ・ 盛土の掘削は慎重に行った上で精査し、盛土内で確認される遺構の有無を確認する。
- ・ 遺構が確認された場合は、築堤との関係（構築の時期や目的等）を把握した上で記録化する。

群杭等について

- ・ これまでの調査によって、海手側石垣の東側に列状の群杭が確認されている。杭列の上部は黒色の砂利で覆われている。砂利層の上面の記録を済ませた後、杭の検出作業を行う。
- ・ 杭列は、築堤と一体のものと考えられることから、杭列の在り方をはじめ、変化点の有無、打ち込み深度と土層との関係等の観察と記録化を行う。また、杭については、取り上げた後、規模、加工痕、刻印等の有無、樹種等の観察を行い、記録化する。
- ・ 専門家の指導の下、必要に応じて樹種等のサンプリングを行う。

埋め立て遺構等について

- ・ 試掘調査及び築堤確認調査によって、築堤を覆う土層は構内の拡張の痕跡を示している。構内の歴史を記録化するため、必要な個所で土層堆積の記録化をおこなう。
- ・ 埋め立て遺構に伴う石垣、土留め等を確認し記録化する。

第7橋梁橋台について

- ・ 第7回検討委員会において、橋台部及び築堤約 80mの現地保存が決定したことから、記録保存を前提とした調査は実施しない。

信号機跡について

- ・ 信号機跡の基本的な構造を確認したうえで、以下の点を捉えるように留意して調査を行う。
 - ① 土台部の基礎構造

- ② 構築の時期及び方法
 - ③ 築堤の工法及び地業の差異
 - ④ 修復、改築等の痕跡の有無
 - ⑤ その他文献、古写真等から確認できる付帯施設の有無、及びその構造
- ・当該遺構は移築保存となることから、移築・公開にあたって必要な情報を取得する。

横仕切堤跡について

- ・調査にあたっては、事前に地形図等で変遷を確認したうえで、以下の点を捉えるように留意して調査を行う。
 - ①横仕切堤の基本的構造
 - ②横仕切堤の変遷及び構築方法
 - ③築堤との接続部の構造と構築段階及び構造的差異
 - ④拡幅、修復、改築等の痕跡の有無

旧品川停車場跡について

- ・調査にあたっては、事前に地形図等で変遷を確認したうえで、以下の点を捉えるように留意して調査を行う。
 - ①旧品川停車場跡の整地層及び盛土層の変遷及び構築方法
 - ②旧品川停車場跡に関わる施設の遺構及びそれに伴う遺物
 - ③旧品川停車場跡と築堤、東海道及び八ッ山との関係
 - ④八ッ山周辺の旧地形の復元
 - ⑤拡幅、修復、改築等の痕跡の有無

9. 記録作業後の構築部材の取扱について

- ・記録化作業が終了した遺構構築部材については、今後の保存・活用・公開の方針を踏まえた上で、適切に扱う。

10. 調査成果の公開について

- ・発掘調査の成果は、現地調査の進捗状況に合わせて現地説明会等により、広く公開する。